

(設置)

第1条 神奈川大学(以下「本学」という。)にプロジェクト研究所(以下「研究所」という。)を置くことができる。

(目的)

第2条 研究所は、外部研究資金を積極的に導入し、かつ、外部の優れた研究者、学識経験者又は実務経験者等を積極的に受け入れることによって特定の課題を研究することにより、本学の学術研究の一層の発展を図り、もって本学の社会貢献を充実させることを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究及び調査
- (2) 研究及び調査の成果の発表
- (3) 研究会、講演会、講習会等の企画及び開催
- (4) 受託研究、共同研究、寄附研究、科学研究費等の受入れ
- (5) その他研究所の目的達成に必要な事業

(設置の申請)

第4条 研究所を設置しようとする者は、所定の研究所設置申請書及び研究所内規案を学長に提出しなければならない。

2 第14条の規定により廃止した研究所と同一研究内容又は同一研究所名での設置の申請は、これを認めない。

(設置の基準)

第5条 学長は、申請に係る研究プロジェクトが次に掲げる要件の全てに該当するときは、総合学術研究推進委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、研究所の設置を認める。

- (1) 研究所構成員が受給する外部研究資金、研究所構成員から徴収する研究参加費その他別に定める学内研究費により事業を行うこと。
- (2) 原則として2名以上の本学専任教員が構成員であり、そのうちの1名が研究代表者であること。
- (3) 設置期間が3年以上5年以内であること。この場合において、設置日が属する年度を1年目とし、設置期間を5年目の3月31日までとする。

(構成員)

第6条 研究所は、所長及び研究員により構成するものとする。

2 研究所に研究所客員教授、客員研究員、研究協力者を受け入れることができる。

3 研究所に事務補助員を置くことができる。

(所長)

第7条 研究所に、所長1名を置く。

2 所長は、研究代表者とする。

3 所長は、委員会の議を経て、学長が委嘱する。

4 所長は、研究所の研究を推進し、研究所を代表する。

5 所長の任期は、研究所の設置期間とする。

6 所長が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

7 所長は、他の研究所の所長を兼ねることはできない。

(研究員)

第8条 研究員は、本学の専任教員とする。

(研究所客員教授)

第9条 本務校等の所属機関を有する研究所客員教授は、原則として研究所への参加について、あらかじめ所属機関の許可を得るものとする。

(客員研究員)

第10条 客員研究員の資格は、研究員受入れに関する規程第2条の規定に準ずる。

2 客員研究員の任用については、神奈川大学研究所客員教授規程第3条の規定を準用する。

3 客員研究員の待遇については、神奈川大学研究所客員教授規程第4条の規定を準用する。

4 本務校等の所属機関を有する客員研究員は、原則として研究所への参加について、あらかじめ所属機関の許可を得るものとする。

(研究協力者)

第11条 研究協力者は、研究プロジェクトに参加する本学大学院の学生、博士前期課程修了者、博士後期課程修了者及び博士後期課程満期退学者並びに所長が特に認めた者とする。

2 研究協力者の報酬等は、学校法人神奈川大学(以下「本法人」という。)の経理からは支出することができない。

(事務補助員)

第12条 事務補助員は、書類等の審査により、所長が認めた者とする。

2 事務補助員の報酬等は、本法人の経理からは支出することができない。

(施設)

第13条 研究所は、所長の研究室等に時限的に施設を置き、固有の事務所は持たない。

2 前項の規定にかかわらず、研究所は、分室等の事務所等を学外に置くことができる。この場合においては、委員会の承認を得るものとする。

(研究所の廃止)

第14条 研究所は、設置期間が終了した時点で、廃止する。

2 研究所を設置期間中に廃止しようとするときは、所定の研究所廃止申請書によって、所長が学長に申請しなければならない。

(研究所の設置取消し)

第15条 研究所がこの規程及び関連諸規程に違反した場合、学長は、委員会の議を経て研究所の設置を取り消すことができる。

(活動計画及び経費計画)

第16条 所長は、毎年度末までに、次年度の活動計画書及び経費計画書を学長に提出し、委員会の承認を得なければならない。

(活動報告)

第17条 所長は、毎年5月末までに、前年度の活動報告書及び収支決算書を学長に提出し、委員会の承認を得なければならない。

(設置期間の延長申請及び承認)

第18条 設置期間の延長申請は、次に掲げる場合に認めるものとする。

(1) 設置期間3年又は4年の研究所が設置期間の延長を希望する場合

(2) 設置期間5年の研究所がその設置終了期限を超えて、官公庁からの競争的資金若しくは委託事業又は企業からの受託研究若しくは共同研究等による外部研究資金を受け、設置期間の延長が必要となる特別な事由がある場合

2 所長は、設置期間の延長申請を行うときは、設置期間が終了する2か月前までに、所定の設置期間延長申請書及びその後の活動計画書を学長に提出しなければならない。

3 学長は、委員会の議を経て、設置期間の延長の是非を決定する。ただし、第1項第2号の特別な事由により設置期間の延長を認める場合、その延長期間は、当該外部研究資金の提供が終了するまでとする。

(研究成果の発表及び評価)

第19条 研究所は、研究の成果を論文又は単行本等で発表し、社会に公表するものとする。

2 研究所は、設置期間の終了時に、自己点検・評価を行い、その報告書をまとめ、5月末までに学長に提出し、委員会による評価を受けるものとする。

(経理)

第20条 研究所の経理は、研究所が行う。

2 外部研究資金については、当該研究資金の使用規則により経理処理する。

3 その他の経理処理については、学校法人神奈川大学経理規程及び学校法人神奈川大学固定資産・物品管理規程を適用する。

4 研究所の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特許等知的財産に関する権利等)

第21条 研究所における研究等によって生じる特許等知的財産に関する権利の帰属及び利用については、学校法人神奈川大学発明取扱要領を準用する。

(事務の所管)

第22条 この規程に関する事務は、研究支援課及び平塚研究支援課が所管する。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、平成19年8月2日から施行する。

附 則(平成22年4月22日規程第885号)

この規程は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成24年12月20日規程第973号)

1 この規程は、平成24年12月20日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に設置されている研究所については、第5条第3号の規定にかかわらず、設置時に認められた期間をもって設置期間とする。

3 この規程の施行の際、現に設置されている研究所のうち設置期間の終期が3月31日と定められていないものについては、第5条第3号、第14条第1項及び第18条の規定にかかわらず、直近の3月31日まで、設置期間を延長できるものとする。